

## あさひかわ太陽光倶楽部 運営規約

(目的)

第1条 あさひかわ太陽光倶楽部（以下、「本会」という。）は、本会の会員（以下、「会員」という。）が設置した太陽光発電システムにより発電された電力量のうち、自家消費されることにより二酸化炭素排出削減に寄与した価値を取りまとめ、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認定制度（J-クレジット制度）実施要綱（平成25年4月17日施行。経済産業省、環境省及び農林水産省）に基づきJ-クレジットとして認証を受け、地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与する事業等に活用し、低炭素社会の実現に向けたまちづくりに資することを目的に活動を行う。

(管理及び運営)

第2条 本会の管理及び運営は、旭川市（以下、「当市」という。）が行う。

(入会申込)

第3条 本会に入会しようとする者（以下、「申請者」という。）は、「あさひかわ太陽光倶楽部入会申込書」（様式第1号）に当市が交付する太陽光発電設備設置に係る補助金の申請書類等の設備導入を確認できる書類の写しを添えて、当市に提出するものとする。

(入会資格)

第4条 本会の入会資格は、次のとおりとする。

- (1) 平成20年4月1日以降に、排出削減事業計画に定める基準を満たす太陽光発電システムを設置していること。ただし、平成29年10月1日以降に入会しようとする者については、「あさひかわ太陽光倶楽部入会申込書」（様式第1号）の提出日より2年前の日以降に設備を導入していること。
- (2) 発電量等が表示できるエネルギー表示器を有し、発電実績の報告に協力すること。
- (3) 住宅用太陽光発電システム以外の逆流する自家発電システム、蓄電池の設置をしていないこと。
- (4) 他の排出削減事業等に登録していないこと。

(業務の内容)

第5条 第1条に規定する目的のために、会員は次の第1号に掲げる業務を行い、本会は次の第2号から第5号までに掲げる業務を行うものとする。

- (1) 太陽光発電システムの設置による温室効果ガス排出量の削減
- (2) J-クレジット制度認証委員会へのプロジェクト登録申請に係る業務
- (3) J-クレジット制度認証委員会への排出削減実績報告（J-クレジットの認証申請）に係る業務
- (4) 認証されたJ-クレジットの換価に関する業務
- (5) 地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与する事業等への活用に係る業務

2 本会は、前項第5号に規定する業務を旭川市環境基金への寄附により行う。

3 本会は、第1項第2号から第5号までに規定する業務を当市に委託する。この場合において、当市は、本会の排出削減事業計画に定める排出削減事業共同実施者と連携して第1項第2号から第5号までに規定する業務を行う。

(業務の報告)

第6条 本会は、会員に対して、プロジェクトに基づく前条第1項第1号に規定する業務について、必要に応じて報告を求めることができ、会員はこれに協力しなければならない。報告については、「積算発電量等報告書」(様式第2号)に別に定めた方法により撮影した写真等を添えて、本市に対して行うものとする。

2 本会は、会員に対して、プロジェクトに基づく前条第1項第2号から第5号までに規定する業務について、報告を行うものとする。

3 前項の規定による報告は、会員が届け出た住所、メールアドレス等に報告書を送付し、又は送信することにより行うものとする。

(販売代金の受領)

第7条 J-クレジットの売却によって第三者より支払われる代金は、本市がこれを受領する。

(退会)

第8条 会員は、いつでも本会を退会することができる。この場合において、会員は、本市に「あさひかわ太陽光倶楽部退会届」(様式第3号)を提出するものとする。

2 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の退会措置をとることができる。

(1) 第4条に定めた入会資格を喪失した場合

(2) 会員が本会の目的に著しくふさわしくない行動をとった場合

(会費)

第9条 本会の会費は、無料とする。

(存続期間)

第10条 本会の存続期間は、J-クレジット制度の実施期間である平成33年3月31日までとする。

ただし、同制度の実施期間が変更される場合は、本会の存続期間を同一とする。

(規約の改訂)

第11条 本規約は、会員の事前承諾を得ることなく必要に応じて改訂できるものとする。なお、変更後の規約については、適宜会員に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 会員から得られた個人情報は、本会の業務遂行のためにのみ利用する。

平成24年 9月19日制定

平成26年 1月 6日改正

平成27年 8月 3日改正

平成30年 3月19日改正